

組 対 第 2 5 号
令 和 2 年 4 月 1 日

各 所 属 長 殿

刑 事 部 長

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を
改正する法律の施行に伴う警察庁所管法令の改正等について

見出しのことについては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）により、「覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）」の題名が「覚醒剤取締法」に改められ、本年4月1日に施行された。これに伴い、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和2年政令第40号。別添1）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則（令和2年国家公安委員会規則第5号。別添2）が公布され、本年4月1日に施行されたので、通知する。

なお、既に発出済みの通達等で「覚せい剤取締法」又は「覚せい剤取締法」とあるのは「覚醒剤取締法」として運用して差し支えない。

担当 組織犯罪対策課
薬物銃器対策係

別添省略